

障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守る法律です。

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



対象となる障害者とは

障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)のある人や、そのほかに心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。(18歳未満の人も対象になります)
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

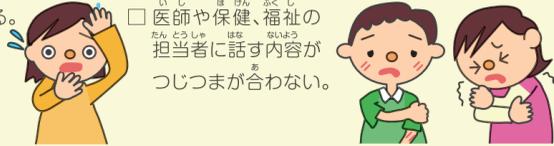


障害者虐待に気づくためのチェックリスト

※複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがあるだけで濃いと判断できません。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

身体的虐待のサイン

- 体に小さな傷がしばしばみられる。
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- 自分で頭をたたく、急に泣き出すことがよくある。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。



性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、ずっと座ってられない。
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 傷におびえたり、こわがったりする。
- 周囲の人の体をさわるようになる。
- 卑猥な言葉を発するようになる。
- ひどく目を避け、ひとり部屋にいたがるようになる。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきのなど、攻撃的な態度がみられる。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 体を小さく縮める。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。
- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。



放棄・放任のサイン

- 体から異臭、髪の毛がひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- 部屋から異臭、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- すっと同じ服を着ている、汚れたままのシャツや下着。
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。
- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- 学校や職場に出てこない。
- 支援しようとする人に会いたがらない、話したらない。

経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える。

セルフネグレクトのサイン

セルフネグレクト(自己による放任)については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、障害者虐待防止法に定義されている虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要です。

- 玄関でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている。
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする。
- 郵便物がたまったまま放置されている。
- 野良猫のたまり場になっている。
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例



負担を軽減する
障害者の短期入所など障害福祉サービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

心のケアをする
カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

知識や技術を増やす
障害に関する介護の知識や技術不足が虐待につながるないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

専門的な支援をする
病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。